

議案第34号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

福祉部長寿はつらつ課

1. 改正理由

第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料について見直しを行うため。

2. 改正内容について

令和6年度から令和8年度までの介護保険料は以下のとおりとする。

第1段階	28,200円
第2段階	47,100円
第3段階	51,400円
第4段階	66,800円
第5段階	78,600円
第6段階	90,300円
第7段階	94,300円
第8段階	102,100円
第9段階	110,000円
第10段階	117,900円
第11段階	133,600円
第12段階	149,300円
第13段階	165,000円
第14段階	180,700円
第15段階	188,600円
第16段階	212,200円
第17段階	235,800円
第18段階	259,300円

ただし、第1段階から第3段階は国の低所得者保険料軽減措置に基づき、以下のとおりとする。

第1段階	14,900円
第2段階	31,400円
第3段階	51,000円

### 3. 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

担当

福祉部長寿はつらつ課介護保険係

電話 463-1719

